

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事から通知があったので，次のとおり公表する。

令和2年12月9日

茨城県監査委員	山岡恒夫
同	舘静馬
同	深谷一広
同	羽生健志

(指摘事項)

監査対象機関名 消防安全課	監査実施年月日 令和2年7月21日
○監査の結果 防災ヘリコプターについて、必要な予算を確保せずに執行決議、契約締結決議等のないまま修繕を行っていたこと、これにより支払手続が遅延したことは適切でない。	
○措置状況 指摘を受けた事項については、防災ヘリコプターの管理事務と会計事務の分担を分けることにより、複数の職員により業務の進捗状況を牽制し合える体制とし、チェック機能の強化を図った。 また、部において検討・作成した進行管理表を活用し業務の進捗を確認するなど、進行管理の「見える化」を図るとともに、法令等に沿って業務を行うことを徹底し課全体で緊張感をもって事務にあたることにより、適正な事務事業の執行に努めていく。	
監査対象機関名 子ども政策局 子ども未来課	監査実施年月日 令和2年8月25日
○監査の結果 私立幼稚園等特別支援教育補助事業に係る国庫補助金の受入れ手続を遺漏し、県の歳入予算に多額の不足を生じさせたことは適切でない。	
○措置状況 当該が所管する全事業について、予算から執行まで、国費収入や繰越など重要事項を記載した「事業管理表」を作成し、所属長、グループ員、担当（事業担当、会計担当）が共有し、事業管理表をもとに進捗管理を行うことを徹底するとともに人事異動の際には所属長以下それぞれが、事業管理表を必ず後任者に引き継ぐこととした。 さらに、現在、年間スケジュールや事務処理上の注意事項、補助金の支払関係の書類など、断片的に管理されている情報や資料等を集約した、補助事業ごとの「事務マニュアル」を改めて作成し直している。 なお、新型コロナウイルス対応業務を踏まえた業務管理を行うとともに、テレワーク職員間のコミュニケーションを円滑にし、業務遂行に支障がないように努めることとした。	
監査対象機関名 林政課	監査実施年月日 令和2年8月25日
○監査の結果 林業・木材産業改善資金貸付金に係る収入未済について、適切な債権管理を怠り、時効により債権を消滅させたことは適切でない。	
○措置状況 債権の管理状況を「債権管理確認表」により可視化し、所属長や総括補佐をはじめとした複数の職員による定期的な確認を徹底する。 さらに、時効による債権消滅の事態を招かぬよう、法的措置を含めた適時適切な時効更新の措置を確実に講ずるとともに、人事異動による事務引継ぎの際には「債権管理確認表」を活用して、担当者間のみならず所属長間においても重要案件として共有し、債権管理の継続性を保持することにより、適切な債権管理の徹底を図る。	

(注意事項)

監査対象機関名 管財課	監査実施年月日 令和2年7月31日
○監査の結果 改装工事に係る設計業務委託について、契約事務手続の一部に誤りがあったことは適切でない。	
○措置状況 契約事務手続の内容について、課内での情報共有を図り、適正な事務処理方法を課員全員に周知徹底した。 さらに、財務会計部門から再発防止への指導を受けるとともに、年度末の契約事務については、他の担当職員と相互の確認を徹底し、課内審査部門での複数チェックを行うよう組織としてのチェック体制を強化した。 今後同様の事案が発生することがないように、適正な契約事務の執行に努める。	
○監査の結果 県有財産売却に係る契約保証金について、不動産売払収入への振替手続が遅延し、不動産売払収入の一部が売却した年度の歳入に計上されていなかったことは適切でない。	
○措置状況 契約保証金を含む歳計外現金については、契約後速やかに正しい歳入科目に振替手続を行うことを課員全員に周知徹底した。 さらに、毎月、歳計外現金整理表により、担当者のほか、庶務担当、課長補佐及び所属長の複数で月末及び年度末の受入額、払出額の内容を精査し現在高を確認するよう、組織としてのチェック体制を強化した。 今後同様の事案が発生することのないよう、歳計外現金の適切な管理に努めていく。	
監査対象機関名 税務課	監査実施年月日 令和2年8月20日
○監査の結果 石油製品分析に係る手数料について、履行確認後の事務手続を怠ったため、相手方への支払いがなされていなかったことは適切ではない。	
○措置状況 石油製品分析に係る手数料について、分析依頼から支払完了までの詳細な事務処理手続を定め、関係職員へ取扱いの遵守・徹底を指示した。 財務会計における支出事務については、今後、全ての支出事案の内容を整理した「支払確認表」を作成し、複数の職員で支払手続の進捗状況を確認する体制を整備することにより、適正な執行を徹底していく。	
監査対象機関名 環境対策課	監査実施年月日 令和2年6月26日
○監査の結果 瀬沼流域水質浄化対策事業費補助金について、実績報告書に基づいた補助金の額の確定を行わなかったため、補助金が過大に交付されていたことは適切でない。	
○措置状況 瀬沼流域水質浄化対策事業費補助金の過大交付分については、令和2年8月に補助対象団体から返還を受け、再発防止を図るため交付要項の必要な改正を行った。 今後、新たにチェックリストを作成し、職員相互のチェックを強化し課全体で再発防止に取り組み、適正な事務事業の執行に努めることとする。	

監査対象機関名 県南水道事務所	監査実施年月日 令和2年6月23日
○監査の結果 つくば市内に緊急備蓄用として保管している貯蔵品について、令和2年3月の実地たな卸を行わなかったことは適切でない。	
○措置状況 令和2年5月26日に実地たな卸を行い、令和2年3月31日現在のたな卸表と相違ないことを確認した。 また、令和2年6月22日に県南水道事務所内の資材倉庫に移設した際にも、再度実地たな卸を行い、現物と相違ないことを確認し、併せて「たな卸表（令和2年6月22日現在）」を作成した。 今後は、たな卸に関する事務処理に漏れのないようスケジュール等の確認リストを作成し、複数職員によるチェック体制を徹底し、会計規程に基づく適切な事務の執行に努めることとした。	
監査対象機関名 県西水道事務所	監査実施年月日 令和2年6月29日
○監査の結果 つくば市内に緊急備蓄用として保管している貯蔵品について、令和2年3月の実地たな卸を行わなかったことは適切でない。	
○措置状況 令和2年5月25日に実地たな卸を行い、令和2年3月31日現在のたな卸表と相違ないことを確認した。 また、令和2年6月23日に県西水道事務所内の資材倉庫に移設した際にも、再度実地たな卸を行い、現物と相違ないことを確認し、併せて「たな卸表（令和2年6月23日現在）」を作成した。 今後は、たな卸に関する事務処理に漏れのないようスケジュール等の確認リストを作成し、複数職員によるチェック体制を徹底し、会計規程に基づく適切な事務の執行に努めることとした。	
監査対象機関名 鹿行水道事務所	監査実施年月日 令和2年6月29日
○監査の結果 送水管布設（耐震化）工事（2工区）について、同工区が過年度において施工済であるにもかかわらず再度工事を発注したことで、これにより契約解除に伴う損害金の支払いが生じたことは適切でない。	
○措置状況 再発防止策として、施工箇所を管理する工事進捗管理図について、これまでの縮尺1/50,000に加え、より縮尺の大きな縮尺1/500の管理図を新たに作成し、施工箇所をより明確に管理できるようにした。 また、工事発注前に複数職員による現地のマンホールや水道用標示杭の有無等の確認及び過年度に施工した箇所か否かの確認を徹底することとした。 さらに、工事進捗管理図の適時更新を徹底し、工事発注情報を共有化することにより、適正な工事発注に努めていく。	